

報告第 5 3 号

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日承認

環境部会ごみ対策分科会の事務事業調整方針について

環境部会ごみ対策分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第53号

協 議 会 報 告 項 目

環 境 部 会

ごみ対策分科会 7-1

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
7 - 1 - 1	一般廃棄物処理計画(基本計画)	7/3			7/17	
7 - 1 - 2	一般廃棄物処理計画(実施計画)	7/3			7/17	
7 - 1 - 3	一般廃棄物処理業の許可等(ごみ)	7/3			7/17	協議会協議項目
7 - 1 - 4	廃棄物減量等推進審議会	7/3			7/17	
7 - 1 - 5	事業者系ごみ減量計画書策定	7/3			7/17	
7 - 1 - 6	ごみ減量推進協力店登録制度	7/3			7/17	
7 - 1 - 7	容器リサイクル法分別収集計画及び事業	7/3			7/17	
7 - 1 - 8	リサイクル資源回収活動報奨金(集団資源回収)	7/3			7/17	協議会協議項目
7 - 1 - 9	リサイクル資源回収活動支援委託事業	7/3			7/17	
7 - 1 - 10	ごみ減量、分別に係る啓発	7/3			7/17	
7 - 1 - 11	生ごみ処理機等購入費補助金	7/3			7/17	協議会協議項目
7 - 1 - 12	家電リサイクル法対応事業	7/3			7/17	
7 - 1 - 13	市民清掃デー	7/3			7/17	
7 - 1 - 14	不法投棄対策事業	7/3			7/17	
7 - 1 - 15	資源ごみ保管庫貸付事業	7/3			7/17	
7 - 1 - 16	エコステーション設置事業	7/3			7/17	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 一般廃棄物処理計画 (基本計画)	廃棄物処理法に基づき計画策定している。 策定 平成9年度 目標年次 平成22年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	同左 策定 平成5年度 目標年次 平成14年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	同左 策定 平成5年度 目標年次 平成15年度
2 一般廃棄物処理計画 (実施計画)	基本計画の実施のために必要な各年度の事項について定める実施計画を策定している。	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度) 2. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 策定 平成10年度 目標年次 平成19年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	同左 策定 平成11年度 目標年次 平成20年度	新市に移行後、しばらくの間は、現計画において推進し、その後目標年度、減量、リサイクル目標等調整する。 一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法により、地方自治法第2条第4項の基本構想に則して定めるものとされており、新市において、統一的に適正な処理を行うことができるよう策定する。
同左	同左	同左	同左	一般廃棄物処理計画は、基本計画と実施計画から成っており、上記と同様である。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 一般廃棄物処理業の許可等（ごみ） 協議会協議項目	一般廃棄物の収集、運搬、処分業の許可等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村長が行うこととされており、その手数料は条例で、申請手続き等は規則で定めている。 ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、排出事業者との契約、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の賃貸借契約書の写し、運搬車両の保管場所の明示、事業区域及び収集先の調書、従業員調書、誓約書、市町村民税の納税証明書（個人・法人）、処理施設に係る許認可の状況を示す書類。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 79業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・収集運搬業更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円	同左 ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、事業計画概要、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の保管場所の明示、事業区域及び収集先の調書、従業員調書、誓約書、市町村民税の納税証明書（個人・法人）、処理施設に係る許認可の状況を示す書類。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 17業者 ・収集運搬業新規許可申請手数料 1件につき4,000円 ・収集運搬業更新許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業新規許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処分業更新許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき1,000円 ・処分業変更許可申請手数料 1件につき1,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円	同左 ・提出書類 定款の写し、登記簿謄本、排出事業者との契約、事業区域調書（収集先一覧表と種類量）、収集・運搬・処分の方法、代表者の身分証明、従業員の住民票、納税証明書、車検査証、一般廃棄物処理業許可申請書、一般廃棄物処理業従業員証交付願、誓約書。 ・許可の要件とし、廃掃法第7条ならびに、河芸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 13業者 ・処理業新規許可手数料 1件につき2,000円 ・処理業更新許可手数料 1件につき1,000円 ・処理業変更許可手数料 1件につき1,000円 ・処理業許可証再交付手数料 1件につき500円	同左 ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、排出事業者との契約、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の賃貸借契約書の写し、運搬車両の保管場所の写し、保管場所の所有権を証する書類、収集運搬車両の保管場所の写し、保管場所の所有権を証する書類、収集運搬調書、誓約書、市町村民税の納税証明書、（個人・法人）、法人の場合には賃借対照表、損益計算書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 8業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・収集運搬業更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき2,000円	同左 ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、排出事業者との契約、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の賃貸借契約書の写し、運搬車両の保管場所の写し、保管場所の所有権を証する書類、収集運搬調書、誓約書、市町村民税の納税証明書、（個人・法人）、法人の場合は賃借対照表、損益計算書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 2業者 処分業 1業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・収集運搬業更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき2,000円	同左 ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、代表者の住民票抄本、事務所、収集車両の保管場所、排出事業者との契約、自動車、作業用具その他機能点検用具の種類及び数量調査、許可車両の車検証写し、許可車両の写真、許可車両の賃貸借契約書の写し、従業員調書、誓約書。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 10業者 処分業 2業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・収集運搬業更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき3,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき2,000円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3.
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 事業計画概要、事業所及び事業場の概要図及び見取り図、事業施設の平面図、立面図、断面図及び構造図、法人の場合は定款及び寄附行為、登記簿謄本及び役員の履歴書、個人の場合は住民票の写し及び履歴書、車検証の写し、取扱料金に関する書面、処理施設に係る許認可の状況を示す書類、廃棄物処理法第7条第3項第4号イ～チまでに該当しない旨を記載した書類、その他町長が必要と認める書類 ・許可業者 収集運搬業 9業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、収集運搬の方法ならびに作業計画、従業員調書、誓約書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定められた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 7業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 事業計画概要、住民票の写し及び履歴書、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、施設の概要図及び付近の見取り図、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図、車検査証、取扱料金に関する書面、処分業の場合は処理施設に係る許認可の状況を示す書類。 ・許可の要件とし、廃掃法に定められた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。 ・許可業者 収集運搬業 7業者 ・処理業新規許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処理業更新許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業新規許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処分業更新許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処理業変更許可申請手数料 1件につき1,000円 ・処分業変更許可申請手数料 1件につき1,000円 ・処理業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 事業計画概要、事務所及び事業場の概要図及び構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図、法人である場合は定款又は寄附行為、登記簿謄本及び役員の履歴書、個人である場合は住民票の写し、履歴書、車検査証の写し、取り扱い料金に関する書面、申請者等が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書面、村長が必要であると認められた書面、一般廃棄物処分業の場合処理施設に係る許認可の状況を示す書面。 ・許可業者 収集運搬業 1業者 ・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円 ・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円 ・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 ・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円 	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 廃棄物減量等推進審議会	区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、審議会を置くことができる。(廃掃法第5条の5) 津市廃棄物減量等推進審議会20名以内 (学識経験者、識見を有する者、事業者、関係行政機関職員、その他)	同左 久居市廃棄物減量等推進審議会 19名 (議員、地域住民代表、事業者、再生資源処理業者、学識経験者、その他)	・リサイクル促進協議会 自治会長ともう1人or2人にリサイクル委員になってもらい年1回ないし2回リサイクル促進協議会を開催する。 そこで、ごみの出し方の状況不法投棄の現状、白銀センター等の状況、課題等を話し合い、ごみの減量の呼びかけを行う。また同時に再生製品を配り再生用品の普及も呼びかける。	—	—	—
5 事業者系ごみ減量計画書策定	毎年1回、延べ床面積3,000㎡以上の事業所及び延べ床500㎡以上の小売店の所有者、管理者を対象に研修会と減量計画書の提出を義務づけている。 平成14年度は143事業所小売店が対象	—	—	—	—	—
6 ごみ減量推進協力店登録制度	市内の小売業者にごみの減量に協力してもらうために、包装の簡素化、容器類の回収再生品の販売、包装紙などの再生紙の使用等を実施している店を津市ごみ減量推進協力店に指定し、ステッカーを店頭に貼る。 (64店舗)	—	—	—	—	—
7 容器リサイクル法分別収集計画及び事業	容器リサイクル法により市町村分別収集計画を策定。 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル 指定法人ルートにより処理、びん類 独自ルートで処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん、缶 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール等)、その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール・アルミ缶、スチール缶) 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中。	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・飲料用紙パック、段ボール、その他の紙容器、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 5. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 6. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 7. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
津市に同じ 香良洲町廃棄物減量等推進懇話会 10名以内 (地域住民代表、議員、各種団体、学校教育関係者、事業者、知識経験者)	同左 一志町廃棄物減量等推進審議会 15名以内 (知識経験者、議員、関係団体、助役)	同左 白山町廃棄物減量等推進審議会 (地区代表、議員、婦人、商工会、事業者、学校教育関係者学識経験者、その他)	-	廃棄物処理法に基づく審議会であり、新市においても設置する方向で調整し、委員数等については津市の例により調整する。
-	-	-	-	多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者等に対する施策で、ごみ減量・リサイクルの観点から重要であり、新市においても津市の例により調整する。
-	-	-	-	ごみ減量・リサイクルに寄与する制度として重要な制度であり、新市においても津市の例により実施する方向で調整する。
同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル、びん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・紙パック・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月を始期 容器包装廃棄物のうち、 ・ペットボトル 指定法人ルートにより処理、びん類 独自ルートで処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・段ボール)、アルミ缶、スチール缶 独自のルートで処理。 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	同左 平成12年4月開始 容器包装廃棄物のうち ・ペットボトル、びん、かん類 指定法人ルートにより処理 ・古紙類(新聞・雑誌類・段ボール・布類) 独自ルートで処理 ・その他プラスチック 資源化に向けて実施を検討中	分別収集計画は、容器包装リサイクル法により、市町村の基本構想に即し、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならぬものとされており、新市において、速やかに策定する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 リサイクル資源回収活動報奨金(集団資源回収) 協議会協議項目	家庭で生じたごみのうち再利用が可能なリサイクル資源を集団回収活動により、ごみの減量を図ることを目的とし、実施団体に交付。 ・新聞、段ボール、雑誌類、紙パック、びん、缶布類 4.5円/kg 平成13年度実績 子供会・老人会・婦人会・自治会・PTA保護者会など 170団体 総回収量 2,750トン 交付金額 12,375,252円	同左 ・新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶 6円/kg 平成13年度実績 子ども会等 61団体 総回収量 1,091トン 交付金額 6,506,430円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌、布類、鉄缶等 5円/kg 平成13年度実績 子供会、老人会、PTAなど 8団体 総回収量 369トン 交付金額 1,844,585円	同左 ・新聞紙、雑誌、段ボール、布類 5円/kg 平成13年度実績 小学校、保育園PTA 5団体 総回収量 214トン 交付金額 1,071,100円	同左 ・紙類、布類、金属類、ピン類等 6円/kg 平成13年度実績 子供会・PTAなど 6団体 総回収量 132トン 交付金額 790,074円	同左 ・古紙、布、びん等 7円/kg 平成13年度実績 16団体 総回収量 190トン 交付金額 1,330,054円
9 リサイクル資源回収活動支援委託事業	リサイクル資源回収活動団体が実施する回収活動において、引き取りなどに適切な方法を講じることで円滑に回収ができるよう支援し、引き渡しを受けたリサイクル資源を適切に処理する。 平成13年度は17の回収業者で延べ 640回、2,477トンの回収実績である。 古紙回収業者への支援として年間 500万円の委託契約を結ぶ。	-	-	-	津市に同じ 古紙回収業者への支援 新聞紙 3円/kg ダンボール 3円/kg 雑誌 5円/kg 平成13年度実績、1回収業者14回 111トン 交付金391,830円 新聞 68トン ダンボール 14トン 雑誌 28トン	-
10 ごみ減量、分別に係る啓発	ごみダイエット塾の開催 ごみの減量・リサイクルについて、市民、事業者、行政の三者が一体となって、お互いにひざを交えながら、意見を交換し、ごみ減量への積極的な取り組みを行うことが目的である。 いわゆる市の出前トークである。 スタートの平成12年度は、143回延べ 6,856人平成13年度は41回延べ 2,425人	地区説明会 ごみの減量・リサイクルについて、自治会、行政が一体となって、お互いにひざを交えながら、意見を交換し、ごみ減量への積極的な取り組みを行うことが目的である。 いわゆる市の出前トークである。	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8 . 9 . 廃止の方向で調整する。 10 . 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 ・古紙、金属くず、布、びん、その他これに類するもの 5円/kg ・回収活動1回について、1万円 平成13年度実績 総回収量 35トン 交付金額 193,160円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、紙パック、布類 7円/kg 平成13年度実績 子供会・婦人会自治会・PTA・保護者会など33団体 総回収量 537トン 交付金額 3,756,865円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、缶類 8円/kg 平成13年度実績 子供会・PTA・保護者会など10団体 総回収量 214トン 交付金額 1,710,032円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、布類 8円/kg 平成13年度実績 老人クラブ、婦人会など7団体 総回収量 189.3トン 交付金額 1,520,000円	
-	-	-	-	古紙価格等を勘案し、合併までに廃止の方向で検討する。
マイバック(買物袋)推進事業 レジ袋の減量を図るとともに住民の環境に対する意識の向上を目指している。	ごみの減量・リサイクル等について、ケーブルテレビ、広報誌によりPRしている。	同左	同左	いわゆる出前トークについては、新市においても実施していく。また、ごみ減量分別に係るPR活動については、さまざまな手段等により実施していくこととする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 生ごみ処理機等購入費補助金 協議会協議項目	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 1131台 平成12年度 792台 平成13年度 421台 コンポスト 平成11年度 27台 平成12年度 22台 平成13年度 52台	生ごみ処理機 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3万円 コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 314台 平成12年度 270台 平成13年度 157台 コンポスト 平成11年度 29台 平成12年度 25台 平成13年度 15台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 コンポスト 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 340台 平成12年度 125台 平成13年度 103台 コンポスト 平成11年度 10台 平成12年度 11台 平成13年度 2台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万5千円 - 実績 生ごみ処理機 平成11年度 75台 平成12年度 44台 平成13年度 18台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 - 実績 生ごみ処理機 平成11年度 62台 平成12年度 18台 平成13年度 13台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 - 実績 生ごみ処理機 平成11年度 101台 平成12年度 83台 平成13年度 38台
12 家電リサイクル法 対応事業	基本的には家電量販店、小売店で引き取りをお願いし、個人で処理する場合は、Aグループは市内、Bグループは市外への搬送となるため、市民の便宜を図り、環境事業課にて受け付けている。また個人の排出ができない場合は家電リサイクル法による特定家庭用機器の収集運搬許可業者に引き取ってもらう。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 7業者	基本的には家電量販店、小売店で引き取りをお願いし、個人で処理する場合は、Aグループは津市内、Bグループは松阪市内への搬送となる。また個人の搬出ができない場合は、家電リサイクル法による特定家庭用機器の収集運搬業者に引き取ってもらう。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 4業者	基本的には家電量販店で引き取りをお願いし、個人で処理する場合は、Aグループは、四日市or津、Bグループは、四日市or松阪を紹介し、個人で持ち込んでもらう。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 3業者	家電リサイクル法に基づき、家電量販店、小売店等で引き取ってもらうか、特定家庭用機器の収集運搬許可業者に引き取ってもらう。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 2業者	基本的には家電量販店、小売店で引き取り、個人処理となっている。しかし個人の排出ができない場合は家電リサイクル法による特定家庭用機器の収集運搬許可業者に引き取ってもらう。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 3業者	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1 1 . 1 2 . 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3万円 コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 72台 平成12年度 33台 平成13年度 23台 コンポスト 平成11年度 4台 平成12年度 2台 平成13年度 1台	生ごみ処理機 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額2.5万円 コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額4千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 55台 平成12年度 68台 平成13年度 91台 コンポスト 平成11年度 9台 平成12年度 11台 平成13年度 22台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3万円 コンポスト 1世帯1基 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 131台 平成12年度 123台 平成13年度 582台 コンポスト 平成11年度 68台 平成12年度 22台 平成13年度 10台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 コンポスト 1世帯2基 限度額4千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 103台 平成12年度 137台 平成13年度 73台 コンポスト 平成11年度 13台 平成12年度 3台 平成13年度 20台	家電4品目の排出については、小売業者等に引き取ってもらう 家電収集運搬許可業者に引き取ってもらう 各自で指定引取り場所へ持ち込む、方法によるものとし、任意で実施している津市環境事業課への持ち込み等については、当分の間、現行のままとする。 なお、構成市町村の最寄りの指定引取場所は、Aグループは㈱タヤマ、Bグループは日本通運（松阪市）である。
基本的には家電量販店小売店で引き取りをお願いしている。また個人からの問い合わせについては、Aグループは津市内、Bグループは松坂市内への搬送や一般廃棄物収集運搬許可業者を案内している。 特定家庭用機器対応収集運搬許可業者 1業者	基本的には家電量販店、小売店で引き取りをお願いし、個人で処理する場合はAグループは津市内、Bグループは松阪市内への搬送となる。	基本的には家電量販店、小売店で引き取りをお願いしている。	基本的には家電量販店、小売店で引き取りをお願いし、個人で処理する場合は、AグループかBグループへ持ち込んでもらう。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 市民清掃デー	<p>環境保全活動への積極的な参加と市民の美化意識の向上を目指し、市民、事業者、行政が協働し、連携することでよりよいパートナーシップを醸成する。</p> <p>市民清掃デー</p> <p>毎年 9月最終日曜日</p> <p>市民を中心に自治会、企業など平成13年度で21,879人の参加。区域は市内全域で主に公園、海岸、道路などである。</p>	<p>同左</p> <p>市民一斉清掃デー</p> <p>毎年 6月第1日曜日</p> <p>自治会を中心に平成13年度で5,258人の参加。区域は市内全域で主に公園、道路などである。</p>	<p>同左</p> <p>町民清掃デー</p> <p>毎年 7月第1週目の日曜日</p> <p>並びに海岸清掃デーと重ね、海岸の清掃も呼びかける。区域は町内全域で主に地区、公園、側溝、河川、海岸などである。</p>	<p>同左</p> <p>環境美化の日</p> <p>年2回(5月最終日曜日及び8月第1日曜日)</p> <p>道路等の草木や側溝の土砂、及び不法投棄ごみを回収している草木や土砂は、一旦体育センター臨時駐車場に置かれ、業者に各センターへ搬入をさせている。不法投棄ごみは、自治会の各集積所に置かれ収集日程日にそれぞれ回収される。また、自治会を出してもらった車に関し、普通車1000円、2トン車以上2千円の車借上げ料を支出している。</p>	<p>自然と調和した明るく住みよいきれいな美里村を目指し、環境美化運動を全村に普及させていくため、昭和63年以来、毎年7月に職員により、国道もしくは、グリーンロードをクリーン作戦と名うって清掃活動を実施している</p>	<p>津市に同じ</p> <p>クリーン作戦</p> <p>毎年 5月最終日曜日</p>
14 不法投棄対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・市職員によるパトロールの実施 ・郵便局員による不法投棄通報制度の実施 ・郵便局員、職員、自治会長の通報により、警察官立ち会い、協議のもとに回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・市職員によるパトロールの実施 ・郵便局と不法投棄通報に係る業務提携を締結 ・環境監視員2名配置、ブロック別の幹事自治会長で構成される環境推進員20名を配置 ・監視カメラの設置 ・郵便局員、職員、自治会長、土地所有者等からの通報により、警察官立ち会い、協議のもとに回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・町職員によるパトロールの実施 ・地元自治会からの通報依頼 ・パトロールや自治会からの通報を受け、黄色のステッカーで警告し、ある程度の時期を見て回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・町職員によるパトロールの実施 ・郵便局員との覚書による不法投棄通報の実施 ・公共用地上は回収。ただし、私有地に関しては、土地所有者の責任で処理してもらうよう指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・郵便局と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」H13.5.30締結 ・郵便局員、職員、自治会長、土地所有者等からの通報により、警察官立ち会い、協議のもとに回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・職員によるパトロールの実施 ・郵便局員による不法投棄通報制度の実施 ・自治会長等からの通報により回収。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13.新たに制度を制定する。(合併と同時) 14.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
同左 クリーン作戦 町のイベントをして定着してきており毎年5月の最終日曜日	同左 530(ごみゼロ)運動大作戦 毎年ごみ減量化リサイクル推進週間中の日曜日に実施予定 原則、各世帯1人に呼びかけ区域は主に自治会内外。	同左 町民1日清掃デー 毎年 6月の第2日曜日 町民を中心に自治会、企業などで約3000人の参加。区域は町内全域で主に、道路、水路などである。(H14年度から実施)	同左 クリーンアップデー 毎年 6月の第1日曜日 全域で道路、川、の清掃を実施している。	清掃活動の方法や日程については、地域特性があるものの、統一した日を設けるよう合併までに調整する。 芸濃町の車借上げ料制度は、廃止の方向で調整する。
・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・町職員による定期的な巡回パトロールの実施 ・職員等の巡回パトロール及び住民からの通報等により、警察及び担当課等との協議のうえ回収。	・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・環境監視/パトロールの実施 ・郵便局員による不法投棄通報制度の実施 ・郵便局員、職員、自治会長、土地所有者等からの通報により、警察官立ち合い、協議のもとに回収。	・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・委託者(人材センター)によるパトロールの実施 ・環境パトロール、職員、自治会長、土地所有者等からの通報により、警察官立ち合い、協議のもとに回収。	・不法投棄の防止に係る啓発用看板の設置 ・郵便局職員及び中勢森林組合職員による通報制度の実施 ・緊急雇用対策事業による不法投棄物撤去作業の実施	基本的には、津市の例により調整するものとし、その他地域の実情に応じて実施しているものについては、新市において速やかに調整するものとする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
15 資源ごみ保管庫貸付事業	—	—	—	—	—	自治会等が回収した資源ごみを一時保管するため、町が保管庫を設置し自治会に無償貸与している。
16 エコステーション設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 月～金(祝日除く。)、第1・3日曜日 (9:00～16:00) 市内2ヶ所 ・受入品物 新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、衣類、不用品(再利用可能なもの) ・委託(日曜日) ・その他 ただし、不用品については、持込困難な場合、平日時間内に限り戸別収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時間 毎月第1日曜日 (8:30～12:00) 市内2ヶ所 ・受入品目 金属を除く資源ごみ(新聞・雑誌、ダンボール・布類・びん・ペットボトル) ・直営 	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	15. 廃止の方向で調整する。 16. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--------------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	資源ごみ保管庫は安濃町の単独事業である程度確保できていることから廃止する。
-	-	-	-	市民のごみ減量とリサイクルに対する取り組みであり、市民の利便性等を考慮し、新市においても現行制度を引き継ぐこととする。